

我が國に於ける「五行大義」の受容について

中 村 璇 八

一

隋の蕭吉撰とされる「五行大義」は、彼の伝である北史及び隋書芸術伝には、金海三十巻（新、旧唐志、兵部、金海四十巻、見在書目、金海三十七巻、天文要録所引、金海散精篇三巻）相經要録一巻（隋志、相經要録二巻）宅經八巻（新、旧唐志、五姓宅經二十巻、見在書目、五姓宅撓一）葬經六巻（新、旧唐志、葬經二巻）樂府二十巻（隋志、樂論一巻、樂譜二十巻、新、旧唐志、樂譜集解二十巻）帝王養生方二巻、相手版要決一巻、太一立成一巻と多くの著作が記されているに拘わらず、その名が見えず、また、隋書經籍志にも記されていない。併し、彼の伝に「蕭吉、字は文休、梁の武帝の兄長沙宣武王懿の孫なり。博学多通、尤も陰陽算術に精し。江陵陥つ。^(五五)遂に周に帰し、儀同となる。宣帝の時、^(五七八)_(五七九)吉、朝政日に乱るる以て、上書して切に帝を諫むれども納られず。隋、禪を受くるに及んで^(五八)上儀同に進み、本官

太常を以て古今の陰陽書を考定す。」と、陰陽算術に精通し、隋に及んで古今の陰陽書を考定した、と記載されていることから推すと、彼は、また、古今の五行説の集成である「五行大義」を編したことは当然考えられる。更に開皇十四年^(四九)彼の上書には、樂汁図微、陰陽書、靈宝經など緯書、陰陽五行書、道教經典の引用が存し、また、予言を屢々試みていることなどの事実からも、より一層、その可能性は深まる。

そこで、旧唐書經籍志には「五行記五巻、蕭吉撰」新唐書芸文志には「蕭吉五行記五巻」と、書名は稍異なるが、同じ書と確実に推せる名が記載され、旧唐書礼儀志（唐会要）の会昌二年^(八元)の献儀に、黃帝九宮經と並んで「蕭嵩五行大義」（嵩は吉の誤りか）の名が見える。降って宋史芸文志にも「蕭吉五行大義五巻」と記され、太平御覽卷二十三、二十五、二十八に、それぞれ五行大義の引用が散見されるので、唐、宋時代には伝行していたと推せる。併し、元以後は佚亡した

と思われ、目録類にも、その名を留めず、玉函山房輯佚書などに纏か四、五条、その佚文が採録されるに過ぎなくなつてしまつた。（孫氏祠堂叢目内篇や続古文苑などに見えるのは、何れも日本刊本に拠るものである。）

二

中国に於いて逸した五行大義は、我が国には夙に将来され、（孝謙天皇
七五七） 続日本紀天平宝字元年十一月癸未の條に、勅曰、如聞、頃年諸国博士医師、多非其才、託請得選、非唯損政、亦无益民、自今已後、不得更然、其湊講経生者三經、伝生者三史、医生者太素、甲乙、脈経、本草、針生者素問、針経、明堂、脈決、天文生者天官書、漢晉天文志、三色簿讚、韓楊要集、陰陽生者周易、新撰陰陽書、黃帝金匱、五行大義、曆算生者律曆志、衍曆議、九章、六章、周髀、定天論、並應任用、

と、經生、伝生、医生、天文生、陰陽生、曆算生の、それぞれ修得すべき書が挙げられている。その中に陰陽生の修むべき書として五行大義がある。これは、當時既に陰陽関係の人々に熟読されていたことを示すのであらう。この文は、類聚三代格卷五「加減諸国官員并廢置事」の項にも見える。

更に三代實錄貞觀十七年（清和
八七五）十一月十五日の條には、

陰陽寮言、黃帝九宮經、蕭吉九宮篇云、承天之道、因人之

情、上占三光、下用五行、三神相合、名曰三合、所謂三神者、大歲、客氣、太陰是也。今自上元己亥、至于本朝貞觀十八年丙申、積年四千九百一十八等上也。以三元百八十除之、今中元之末、下元之内也。三合之運、當在明年。

と、蕭吉九宮篇よりの引用が見える。この蕭吉九宮篇なる書は、前述の如く、北史、隋書の蕭吉伝にも、新・旧唐志、宋志にも、また見在書目にも全く名を留めていない。この書は、旧唐書礼儀志（又は唐会要）に黃帝九宮經と並び記されているように、恐らく五行大義卷四、第十八論情性中の左伝子產云、則天之明、天有三光、故曰明也、因地之性、性生也、生万物、故因其所生而用之、生其六氣、用其五行、五行者為五性也、六氣者通六情、

の文を踏まえ、黃帝九宮經（隋志、黃帝九宮經一卷、九宮經三卷、見在書目、九宮經一卷、鄭司農經）に拠つて記したものと推せる。

五行大義が、何時、誰に拠つて我が国に将来されたかは明らかにしえないが、天平宝字以前には伝来し、既に陰陽生の必讀の書となり、陰陽寮で重用されていたことは、以上の例に拠り確かにある。

三

五行家の部には「三甲神符經一」など九百十九卷と共に「五行大義一」と記されている。この見在書中には、中国では佚し、我が國にのみ伝存した樂書要錄⁽¹⁾、原本玉篇⁽²⁾、玉燭寶典⁽³⁾、天地瑞祥志⁽⁴⁾、天文要錄を始め、完本は日本でも佚したが、佚文を多く残存し、深甚なる影響を与えた緯書類（異説家）も記され、當時、中国文化受容が如何に盛んであつたかを示している。

中頃になると具平親王撰「弘決外典鈔」⁽⁷⁾（正暦二年）中に十二条もの多くが引存する。⁽⁸⁾ 具平親王<sup>(康保元年—寛弘六年)
（九六四—一〇〇九）</sup>は、村上天皇の第七皇子で、資性英敏、文才があり、和歌を能くし、儒仏道方伎陰陽医術などに兼ね通じておられたが、世を避けられたい氣持を常に持っていた。当時は、藤原氏全盛の時であり、藤原氏以外の人々は、悉く政治の中心から遠ざけられたため、次第に現世に失望し、厭世的になつて行つた。具平親王自身も、そのような風潮から脱せなかつた。そこで、摩訶止觀の注釈書である唐の妙樂大師湛然の「止觀輔行伝弘決」<sup>(七六五年)
（永泰元年）</sup>を注して「弘決外典鈔」を作つた。この書には、靈實年代曆、唐の高祖実錄、顧愷之の啓蒙注、輿地志、東宮切韻など、多くの古佚書が含まれていることは、既に内野・川口兩博士が指摘された如くである。この弘決外典鈔を一読すると、親王は、如何に百科の知識が豊富であつたかが解ると共に、親王の書庫には如何に多方面に亘る書が蔵されていたか

が推測される。その蔵書中に、恐らく五行大義も含まれ、親王は、これを熟読させていたであろうことも推せる。これは、当時における五行大義の受容の姿を示すものであろう。

このことは、既に年中恒例・朝儀・政度などを記した惟宗允亮の「政事要略」<sup>(一条天皇頃)
（九八七年—一〇一ニ）</sup>中にも、五行大義の引存することに拠つても知られる。即ち、卷二十九、年中行事十二月下、迎春の式に祭る「土牛」の説明に「五行大義云、未辰丑戌、土之位者」の文が引かれ、五行説に拠つて解かれており<sup>(天慶元年)
（九三八年）</sup>また、卷六十七、糺彈雜事、男女衣服并資用雜物の条で、參議以上に通用する滅紫色の説明に「五行大義云、北方水色黒、紫色者為正色、春秋釀例云、火丙畏於水、故以妹丁妻壬、以赤入於黒、故北方間色紫也。」の文が用いられ、<sup>(大同元年)
（八〇六年）</sup>君臣の服色は、皆五方に象る。ただし緑縲朱紫の色は、必ず正色ではないから、或は間色に拠ることを、同じく卷三、「論配五色」の「東方木為蒼色、南方火篇赤色、中央土為黃色、云云。」に拠つて説き、<sup>(大同二年)
（八〇七年）</sup>更に卷九十五、至要雜事学校事、医疾令の項に五行大義卷三「論配氣味」の殆んど全文が載せられている。この政事要略は、百二十卷であったが、現在、その大部分が亡佚し、残存するものは纔か二十六卷に過ぎない。併し、その残卷中には、法制史研究に重要な資料を留めるのみでなく、中国、日本の佚書、佚文をも尠⁽¹⁰⁾ながらず引存していることは、既に指摘した通りである。

政事要略と同じく、年中恒例の行事や臨時の公事を記した藤原公任(長久二年死)の北山抄(治安元年)第一、年中要抄、元旦拝四方事の説明に「五行大義曰、土受氣於亥、云々。」の文を引き、その典拠としている。斯くの如く五行大義は、当時、陰陽師や宮廷貴族の間に秘伝されていたのみでなく、年中行事や法制の中にも次第に影響を及ぼし、民衆の生活の中にも浸透していったようである。

平安後期になると、藤原頼長の日記である台記、康治元年(一二一)八月十六日丙午の条に「五行大義見了、所勞療治間、不能早速終功」とあり、博学な頼長は、経史子集の諸書とともに五行大義も読了したことを記している。このことは、吉田文庫本五行大義卷一の奥書に「又云以家本見合了、内大臣藤原朝臣^御判頼長」とあるのと共に、頼長の五行大義に対する関心と、その頼長の校本が、吉田文庫本の中に流れていることを示している。⁽¹¹⁾

また、諸道勘文(公事の書、平)にも五行大義が残存する。まことに、「石清水八幡御神可被造改否御占相事」の保延六年(四〇)五月七日の主計助安倍朝臣泰親の勘文に、第一に新家を改造すべきこと、第二に護国寺の御体を廃すべきこと、という二様の御占に対し、「五行大義云、木落帰本、功曹是木也」を引き、「斯の文に拠れば、是は護国寺より御本宮に帰すべき義であり、それが尤も理がある。なかんづく木は是れ宗廟木主の

義であり、木主が本宮に帰るのは、どうして疑う可きであろう。」といい、また、「五行大義云、伝送者伝其成物、云々」を引き、「護国寺御本体を正殿に安置するのが大吉である。」と勘申している。これに対し、同年五月十六日、図書頭兼天文博士安倍朝臣広賢は、泰親が五行大義の「木落帰本」を引いて本体を正殿に移すことが大吉である、とするのを批判し、「五行大義掉形法篇云、(現行本では、卷二、第十一)
論刑中の漢書賈奉奏事云卯刑子者、是木落帰本、故謂卯刑子也、夫刑者、殺罰為名也。凡ト筮所用、遇刑非善、云々」の説明を引き、「斯の文を検すると、子は父母であり、卯は子息である。然れば則ち其の子が其の親を刑剋するの詞である。茂盛の時、何ぞ本に帰ることがあらうか。枝葉が彫槁し、空しく地に灑落する。是れ則ち不吉の義たるを知らざるなり。」として、正殿に移すことに反対し、また、同年五月十二日の陰陽助兼陰陽博士因幡權介賀茂朝臣在憲も、泰親の説を批判した勘文を行つてゐる。在憲の勘文の中には、五行大義のみならず、金海(蕭吉撰?)をも引用している。此等の勘文には、金匱經、大撓經、神枢靈轄、新撰陰陽書、詩緯、易緯乾鑿度、神枢秘要など亡佚した陰陽、五行書、緯書などの引用が存し、卷四十五、天文に関する勘申中の天地瑞祥志、天文要録等と共に貴重な資料を残存する。斯くの如く五行大義は、陰陽家安倍、賀茂両家の人々により勘申の典拠として屢々用いられた。

また、一方、ト部兼文（平野系）が前関白一条実隆等に講述した（二二七五、）ものを、その子兼方が編輯したといわれる日本書紀の注釈、釈日本紀の中にも五行大義の引用が見える。

それは、述義一、神代上の大日靈貴^(ヲホヒルメノムチ)を釈するに「五行大義云、天以一生水於北方、君子之位也、云云」と「又云、水雖陰物、陽在其内、云云。」の二条を挙げ、また卷七、述義三、神代上、幸魂^(サキミタマ)、奇魂^(クシミタマ)を釈するに「五行大義云、死者魂氣登天為神、魄氣下降為鬼、云云」を挙げている。このようにト部兼文、兼方が、既に五行大義を典拠として用いていたことは、その流を汲むト部兼右の奥書のある吉田文庫本の藍本の歴史を物語るものであろう。それは又、卷五の奥書に「元久三年

（二二）二月廿八日、以陰陽助広基朝臣（安倍）本、前陰陽権守兼守ト部書写了」や「同月廿二日比較了、神祇少副ト部兼直」

と記されているのと共に、ト部家と五行大義との関係が極めて密であったことを示している。⁽¹²⁾

藤原兼実の日記、玉葉卷三十六、治承五年（一一）五月廿九日甲辰の条に「今日晴光持來五行大義」とある。この晴光は、尊卑分脈に拠ると、安倍晴明より五代目、時晴の子である。この安倍晴光が、藤原兼実の許に五行大義を持ち来つたというのである。これは、吉田文庫本奥書に記された、安倍家本と藤原家本との校比を示すものではなかろうか。

更に源氏物語の注釈書、源親行（二二六）の原著に、その子

聖覚、（一一六七）孫行阿が加筆した原中最秘抄や素寂（親行の弟、又は言われる）の紫明抄の中にも五行大義の名やその引用が見える。

原中最秘抄中には「永範云」として、永範の説が屢々記されている。この永範は、吉田文庫本五行大義卷一の奥書に「摄津守藤原尹範本」とある尹範の祖父に当る。これから推すと、原中最秘抄、紫明抄の作者は、この藤原家本に拠つたと推せる。（永範は、親行の父、光行の師であることによつても、そのことは当然考えられる。）それはとかく、源氏物語の注釈に五行大義が用いられていたことは、源氏物語に五行説が影響していたことを示すものであろう。これら平安文学と五行説に就いては改めて論ずる。

四

鎌倉時代になると、菅原為長（寛元四年歿）の撰とされる管蠡抄（博覽古言、相伝菅相公編輯、延喜（九〇一）帝に奉る。）に

引用が見える。まず、卷五の「神明」の項に「五行大義曰、諸神者靈智無方、隱顯不測」と「又曰、孔子曰、陽之精氣為神」の二条を、次に卷八、「攘灾」の項に「五行大義曰、若有一德、能攘百灾」を、卷十「世俗」の項に「五行大義曰、昼生子似父、夜生子似母」を引き、それぞれの語句の説明に用いている。管蠡抄は、六經、正史より諸子百家、博物志、顏氏家訓などに至る諸書から要語、名言を抽出して編輯したも

ので、そこに挙げられた諸書を検討すると、当時における中國文化受容の大勢を推知することができる。その中に五行大義が引存することは、五行大義の盛行を示すものであろう。

また、典業権助惟宗時俊が、周興之の千字文に倣い、医学を志す初心者のために撰した医家千字文註（永仁元年）にも、その引用が見える。医家が五行大義を尊重したことは、田沢忠舒が「医家奇賞」を編し、その最も主要な部分に、卷五、「論人配五行」の全編を収めていることからも知り得る。¹³⁾

併し、特に顕著に現われてているのは、伊勢（度会）神道である。

伊勢神道の中世に於ける代表作、度会家行（建長七年—正平六年）の類聚神祇本源（元応二年）は、神儒仏三教一致の立場から伊勢両宮の古伝を集成したものであるが、この中には、五行大義が典拠として引用されるのみでなく、随所に五行説、緯書説が用いられている。天地開闢篇には、古今帝王年代曆、周子通書、老子、易、三五曆記等とともに、

五行大義曰、凡万物之始、莫不始於無而復有、是故易有大極、是生兩儀、兩儀生四序、四序生之所生也、有物滋繁、然後万物生成也、皆由陰陽二氣、鼓鑄陶鑄、互相交感、孤

陽不能独生、单陰不能独成、必須配合鑄治、爾乃万物化。五行大義曰、天生一、始於北方水、地生二、始於南方火、人生三、始於東方木、時生四、始於西方金、五行生五、始於中央土、又云、天始生一者、因一而生天、非生一也、故

云、一生二、二生三、三生万物、地生二者、亦因二而生地、因三生人、因四生時、五行皆由一而生、數至五、土最在後、得五而生五行也、五行同出而異時者、出其離（離）其親、有所配偶、譬如人生、亦同元氣而生、各出一家、配為夫妻、化生子息、故五行相須而成也。五行同胎而異居、有前後耳、夫五行皆資陰陽氣而生、故云、濡氣生水、溫氣生火、強氣生木、剛氣生金、和氣生土、故知、五行同時而起、詫義相生、伝曰、五行並起、各以名別、然五行既以名別、而更互用事。

を引き、天地開闢を説いている。この文は、度会家行（外宮禰宜村松家行）の瑚璉集（鎌倉末から吉野初期の成立）の中にも引かれている。また、伊勢神宮（外宮）の高宮の神鏡紛失に就いての記録、高宮盜入惱異事（度会常良等、元享元年一三）の後半の部分、高宮の神体である八十一面鏡の八十一という数を記するに、天地麗氣府錄、尚書洪範、易、易坤靈、天地瑞祥志、陰陽書、宿曜書、白沢図等とともに、二十八宿、北斗九星、云々、

五行大義云、九宮者、上分於天、下別於地、各以九位、天の文を引いている。斯くの如く五行大義が直接典拠として挙げられている外、伊勢（度会）神道の五部書の流を汲む神皇実錄（鎌倉中）伊勢二所太神宮神名秘書（度会行忠撰、弘安八年一二八五年）大元神一秘書（元応二年以前）や江戸時代の神宮秘伝問答（出口延

佳、万治三年
一六六〇 神宮続秘伝問答（同上元和二年
一六八二）「以上何れも度会神道大成本に拠る」など全て陰陽五行説を、その主要な根拠としている。その中には、五行説に基き、外宮國常立神を水神とし、内宮の祭神、天照大神は日の神であるから火徳の神であるとし、水は火に克つという五行相剋説を利用して、外宮が内宮に克つということを暗示した議論もある。以上に拠つても伊勢神道と五行大義との関係が極めて密接であつたことが解る。

現在、伊勢の神宮文庫（旧林崎文庫）には、卷子本五行大義五卷が藏されている。⁽¹⁴⁾ その鈔本と度会神道関係書所引の五行大義との関係は如何であろうか。神宮文庫本各巻の奥書には、

元弘三年閏二月廿五日 相伝畢 智円

と記され、更に尾題の下に、一巻には「頓覺坊」二、五巻には「雪下頓覺坊常住」四巻には「雪下頓覺坊」と、また一巻の表紙裏には「頓覺坊」と「智円」とは別筆で記されてい。更に各冊の扉には「青蓮王府」「談峰寿院」の印とともに、一、五巻には「雪下相承院」の朱印が存する。以上に拠つて推すと、この書は、元弘三年御醍醐
一三三三
正慶二年 雪下頓覺坊常住の智円が相伝し、その後、相承院、大和多武峯の寿命院、京都粟田口の青蓮院に伝わつたものである。経籍訪古志（森立之、渋江全善、明治十八年）に「五行大義零本、旧鈔卷子

本、粟田青蓮院宮藏」と、また古文旧書考（島田翰、明治三十六年）に「五行大義卷子本」とあるのは、何れもこの神宮文庫本である。併し実は、この神宮文庫本は模写本であり、その原本（五冊よりなる折本）は、青蓮院より久邇宮家を経て、愛知の穗久邇文庫に現蔵されている。それ故、神宮文庫本は、元来、神宮文庫（旧林崎文庫）の所蔵ではなく、後世十七年三月
〔実は明治二〕 青蓮院より伊勢に帰したことが知られる。すると、伊勢の度会家には、現蔵本以前にも五行大義が伝わつていたと考えられる。この元弘相伝本五行大義は、何時、何処で、何人の手に拠つて鈔写されたか、また、鎌倉の智円に相伝される迄、如何なる流傳を経たか、は明らかにし得ない。併し、現行本の藍本として、又は点本として価値があることは言うに及ばず、本文の数倍にも及ぶ表記、背記を具え、五行大義読解に資するのみでなく、その中には尠くない佚書、佚文が含まれている。これに就いての若干の考察は既に二、三試みたので、本論では省くが、極めて多くの興味ある問題がある。また、山王神道に関する書、耀天記（貞応二年
一二二二年）三十二、山王事の中にも「又五行大義ト申文ノ中ニ、神ノ者、申ナリ、清盧ノ氣ナリ、擁滯スルトコロ無シ、故ニ申ルト云ト待ルハ、偏ニ山王ノ御事ニ非ズヤ」と、山王神を説明している。この耀天記の作者は不明であるが、天台系の学僧の筆になつたの

ではないか、とされている。これに拠つても、鎌倉期に於ける五行大義の流布が、如何に広く、また深甚であつたかが解る。

五

南化朝、室町期になると、賀茂在方（一四四四）の暦林問答集（応永二十）や賀茂在盛（一四二一）の吉日考秘伝（長禄二年）安倍長親の著、安倍泰邦注解の建天全書、降つて安倍泰重の陰陽略書など暦数、陰陽書中に、その影響が現われる。暦林問答集では、歳徳、五墓を、吉日考秘伝では、「十一運事」「方違日数四十五日事」を、それぞれ釈するに五行大義を典拠として用いている。かく暦日の吉凶、日時歳日の吉凶、方位の吉凶、又は「三合」など年月の禁忌にも、五行大義が深甚な影響を及ぼしている。この詳細な検討は後に譲るが、これらが我が国に於ける五行大義受容の主要な型態である。

更に注目すべきは、改元勘文に用いられていることである。それを列挙すると、次の如くである。

○応長度（一三）安長

菅原在兼

五行大義曰、國家安寧、長樂無事、

応長度（一三）長養 藤原資名

五行大義曰、順天之化、長養万物

○文保度（一七）長養 藤原資名

○永徳度（一三）万和

菅原高嗣

○嘉慶度（一三）長養

菅原秀長

○康応度（一三）安長

菅原資國

○明徳度（一三）安長

藤原元範、

○長享度（一七）安長

藤原元範、

○文禄度（九二）長養

源 天澄

○明和度（六四）承祿

菅原綱忠

○文政度（一八）延化

菅原長熙

五行大義曰、聖王法承天、以定爵祿、

者德化所及、豊穰無闕、

者德化所及、豊穰無闕、

斯くの如く鎌倉末の菅原在兼（一三四九）藤原資名（一三八七）の

○元弘度（一三）寧長 菅原在成
○正慶度（一三）嘉慶 菅原在登
○五行大義曰、任籍往来、受容嘉慶
○貞和度（四五）嘉慶 菅原高嗣
○永徳度（一三）嘉慶 菅原秀長
○康応度（一三）嘉慶 菅原高嗣
○嘉慶度（一三）長養 菅原秀長
○明徳度（一三）長養 菅原資國
○康応度（一三）安長 藤原元範、
○長享度（一七）安長 藤原元範、
○文禄度（九二）長養 源 天澄
○明和度（六四）承祿 菅原綱忠
○文政度（一八）延化 菅原長熙
○文政度（一八）延化 菅原長熙

応長度に始まり、菅原在成（一二五二）の元弘度、菅原在登（一二五〇）の正慶度、菅原高嗣（三八一）の貞和度、康安度、菅原秀長（？一四一）の永徳度、藤原資国（一三六五）の嘉慶度、藤原元範（？一四一）の康徳度、明徳度、菅原在永（一四三七）の長享度など主として菅原、藤原の二氏の年号勘文奏進者によつて、鎌倉末より南北朝の北朝の年号が奏進された。¹⁸ その引用文は、国家の安寧や社会の和平を希求するものであるが、五行大義が典拠として特に用いられたことは、その書の持つ五德終始説が、¹⁹ 北朝皇統の理論的拠り処となつたのではないかと推せる。

そのことは、北畠親房（一二九二）が神皇正統紀、東家秘伝に、五行思想に依拠して多く論じているのに続き、小槻晴富（一四〇四一五）は、続神皇正統紀（一四二八一）の第九十六代、光嚴院の条に、

抑此記は、北畠准后親房卿、南朝の寵臣として錄出せり、後村上天皇、諱は義良、第九〇六代第五十世云々、これは南方偽主の御事にて、当朝日嗣には加奉らず、而今此御宇をぞ、治天再興の主とは申奉らるべき、五行大義といふ書に、若人君遠賢良近讒佞、殺忠諫棄法律、疎骨肉赦罪人、廢嫡立庶、則焚宗廟宮室、燎于民居、云々、後嵯峨院御正嫡の御流として、誠に神皇正統の正理に帰し。

と、五行大義を引き、北朝の光嚴天皇とその皇統が正統であると論じてゐることにも現われる。このように五行大義が、

特に北朝に於いて重用されたことは、極めて興味深い問題であるので、稿を改めて詳細に論じたい。

また、雅樂の書である豊原統秋の体源抄（永正八、九年一五一、一二）十三卷の中にも、五行大義卷四、第十五論律呂、の文が四条引存し、医家と共に楽家でも五行大義を重んじていたことを示している。

併し、最も深い影響は、神道を以て仏教及び儒教の根本とした吉田神道に現われてゐる。吉田家書籍目録（五冊本、ト部兼雄他筆、貞享三年八五六月十一日、天理図書館、吉田文庫蔵）第二冊目、雜の部に「五行大義五」第三冊目、内教の部に、神道口伝、唯一神道名法要集、神意大意、惶恨鈔、宗源宣旨秘要、神皇実錄、天地麗氣府錄など吉田神道の根本經典二十三部と共に「五行大義五冊」が記されている。この冊に於いては、五行大義以外は、全て神道の根本的な經典であることは、ト部兼右筆、書籍目録（天理図書館、吉田文庫蔵）所載も、五行大義を除き、全て神道関係の書であるとの併せ、五行大義が、吉田神道において如何に重要な位置を占めていたかを物語つてゐると思う。また、第四冊目にも、和漢の書と混じて、五行大義の名が見える。斯くの如く同一の目録中に、三度もその名が記されていることは、吉田家には五行大義が、一本のみでなく、数本存し、広く熟読されていたことを示してゐると推せる。また、漢籍目録（享保五年三〇、吉

田文庫藏）中にも、他の漢籍（一部仏典も含まれる）五九八部と共に記されている。此等の書籍の多くは、現在、天理図書館内吉田文庫に蔵されているが、それを一見すると、吉田神道と儒仏道三教、または陰陽五行説と如何に密接な関係が存したかが解ると共に、伊勢（度会）神道の影響も大であったと推せる。

それらの書籍目録所載の「五行大義五冊」が、天理図書館吉田文庫現蔵の「五行大義鈔本⁽²⁰⁾」である。この書には、詳細な奥書があり、それは、五行大義流傳の跡を如実に示すものである。そこで、煩を厭わず記すと、次の如くである。

卷一

正嘉二年歲次戊午八月中旬之比、書写了、

又令或本以丹注了、

文永七年八月十六日、以或証本重比、相違字等直付之了、

丹与墨和令書之為分別此說也、又比一了、 時貞

本奧書之、

又云、以家本見合了

内大臣藤原朝臣 御判 賴長

天養元年三月十九日、書写了 三善朝卜

以安家正説一点了、

久寿二年七月五日、以秘本校了、誠可謂正本也、又以或人重所見合也、然則此一部尤可為証本歟、若有相違字者、可

知他本例也、又依吾道、々々殊五節手自比較了、更不可外見、又安家秘本也、

又云、

建保二年、於松殿左大臣殿御所、以攝津守藤原朝卜尹範本令校合之處、殊无点、然尤為証本、尹範朝臣者、永範之嫡孫也

丘明莊

天下無雙

天文十年六月廿二日、書写了、自二至五卷書之、其後終此卷了、

ト部朝臣兼右

卷二

天文九年十二月三日、遂書功了、 兼

卷三

天文九年十二月廿一日、書写了、

卷四

保元元年仲夏四月深更、以家本書写、

泰弘 年十七

永曆二年正月十三日、一見了、

建久二年正月廿日、兩度見訖、殊依有天文事也、于時紅露

竜樹黃鳥歌花而已

丘明莊

天下無雙

天文十年三月二日、終書功了

ト部朝臣兼右

同十七年十月九日、以証本加点了、

卷五

元久三年二月廿八日、以陰陽権助広基朝臣本、前陰陽守兼
守書写了

同廿二日比較了 神祇権少副ト部兼直

〔丘明莊〕 〔天下無雙〕

天文十年五月晦日、書功了、依病者數目解点

ト部兼右

先年書写之砌、一二卷、環翠先生令加点之賜、自三至五无
点、而空經年序、故雖朱墨之両点件、旧本魚魯之過、烏焉
之誤甚多、以証本再可校正已矣、

天文廿四年七月廿七日

右兵衛ト部（花押）

とあり、これを更に宝暦五年（五七）十月九日より宝暦六年仲春
後二月に至る間に、神祇権大副従二位ト部兼雄が書写した。

この書には、朱のヲコト点が附されている。

この吉田文庫本に就いては、既に一二の拙論で検討を加え
⁽²¹⁾たので、本論では改めて述べないが、以上の奥書から推すと
次の如き流伝を経たものとなる。康治元年（一）藤原頼長（既
に台記の項で触れた。）の許に存し、家本を以て校合された
書を、天養元年（四）三善朝臣が書写し、また、安倍家に伝わ
る一本に拠り加点した。更に久寿二年（五）秘本を以て校比
し、「誠可謂正本也」「尤可為証本歟」と尊重して、門外不出

の秘本となつた。翌保元元年には、安倍泰弘に拠つて書き改
められ、建久二年（一）安倍泰忠は、これを秘本として藏して
いた。また、卷五は、元久三年（〇四）安倍家本の流を汲む安倍
広基本を藍本として、ト部兼守が書写し、兼直が校比した。

此等の書が、ト部家に伝存した。更にこの書は、建保二年（一三）
藤原尹範本により校合され、正嘉二年（五八）書き改められ、丹
注も施され、また文永七年（一七）にも校比が行われた。斯くの
如く流傳して來た鈔本を、ト部兼右（吉田神道の大成者、兼俱
の第二子、神、儒に通じた清原宣賢の第二子、永正十三年（一五八四）元龜四年（一五六六）一五七三）
が、卷二を天文九年（後奈良
一五四〇）十二月三日に書了してより、三
四、五と鈔写し、最後に卷一を天文十年六月廿二日に書写し
終り、その後、十七年、証本を以て加点し、また廿四年、鈔
写の際、加点しなかつた卷三以下に点を施し、更に証本を以
て校正した。このような書を宝暦年間、ト部兼雄が書写した
ものである。

斯くの如く吉田文庫本五行大義は、藤原家、三善家、安倍
家の秘蔵を経て、ト部家に伝わり、吉田神道の重要な拠り處
となり、吉田神道の教理に深甚な影響を及ぼした。
⁽²²⁾

更に日本仏典への影響も注目しなければならない。この問
題に就いては、既に論じたので、本論では省くが、良忠の選
⁽²³⁾

押伝弘決疑鈔^(一)沙門信瑞^(二)の淨土三部經音義集、神於寺了尊の悉曇輪略図抄^(三)光宗の渓風拾葉集^(四)昊宝の大日經疏演奥鈔など淨土、天台、真言及び悉曇學關係の、主として仏典註釈書に五行大義の引用が多く見られる。また、高野山三宝院には、粘葉古鈔本五行大義卷五の零本が藏されていた。(高野山靈寶館現蔵)そして、日本仏典引用の五行大義は、この靈寶館本に近いことは、既に指摘した。⁽²⁴⁾これから推すと、仏家(特に真言、天台關係)に於いても、元弘相伝本、吉田文庫本とは異なる五行大義の一本を秘蔵し、特にこれを鎌倉期の多くの学僧達は熟読し、經典解釈に用いていたと思われる。

七

江戸時代に至ると、一色(前田)時棟は、元弘相伝本に拠り元禄刊本を版した。(これには元禄十二年刊が二本、天保四年の重版一本の三本がある)この元禄刊本は、林述斎により佚存叢書第一輯に收められ、その書が幕命により中国に渡り、再版された。中国では、佚存叢書本の誤りを若干正して、嘉慶九年(一〇六)許宗彦に拠つて単行本として刊せられた。その後、若干訂正を加えて、知不足齋叢書、常州先哲叢書、叢書集成に收められている。(以上が、五行大義の現行本の全てである)また、松屋日記(小山田与清)梅園日記(北慎

言)秉燭談(伊藤長胤)太暉古曆伝(平田篤胤)箋注倭名類聚抄(狩野望之)古今要覽考(屋代弘賢)、更に前述の年号勘文などに五行大義を引いている。

八

五行大義は、隋の蕭吉が、彼以前に周行していた五行説を整理、分類した集大成であり、五行説の大要や、その史的展開を窺うに極めて簡便な書である。また一方、この書に引用された諸文献は、当時のテキストの姿を伝存し、その中には貴重な佚書、佚文も含まれている。⁽²⁵⁾併し、中国では余り重用されず、新・旧唐志や宋志などの目録類に、纔かにその名を留めているのみで、その後は、逸したと思われる。

それに対し、この書は、日本では重んぜられ、その影響も多方面に亘っている。また、その鈔本も三系統が伝存する。このように五行大義が重用され、伝存したのは何故であろうか。我が国には六朝より隋に至る文化が最も多く移植されたため、六朝より隋に盛行した五行説が、そのまま我が国に根を下したとも推せるが、一方、五行大義を受容する基盤があつたからとも考えられる。それは、陰陽寮の存在と、その陰陽寮の当時に於ける役割とである。

陰陽寮は、日月星辰等の変異を見る天文、暦を作る暦算、また、吉凶を占う六甲などがあり、そこには、そこぞれ天文

暦、陰陽の博士一人がいて、その下に天文生、暦生、陰陽生が配されている。この陰陽生の必読書の一つとして、既に五行大義が挙げられていた。それら數種の必読書のうち、特に五行大義は、陰陽家安倍（暦道）賀茂（天文）両家の秘蔵となり、両家の諸勘文の典拠となつた。両家は、平安朝に於いては、宮廷貴族、または一般庶民の生活、行動に対し甚深な発言力を持つようになり、生活百般を支配して行つた。そこで、その影響が当時の文学作品の中にも現われ、その作品の解釈にも五行大義が用いられるようになつた。

また一方、中国文化を尊重した具平親王や藤原、菅原両家のようない宮廷貴族にも喜ばれ、秘蔵されて、これが、鎌倉末から北朝にかけては、年号勘文にも用いられた。

その後は、神儒仏の一一致を唱える伊勢（度会）神道の教理に摄取され、また、仏教、特に真言密教で重用され、更には吉田神道では、内教の經典として尊ばれた。そこで、今に其等の人々に拋る鈔本が伝存する。他方、医家・樂家にも大きな影響を与えていた。

斯くの如く我が國には、五行大義を受容する多くの階層があり、其等の人々が、それぞれの時代の五行大義の担い手となつて、受け継いで行つた。このような五行大義の受容と継承の仕方は、我が國に於ける中国文化受容の一面でもある。

註 1 拙稿「元弘相傳本五行大義表記・背記に引存する佚文について」（中國文化研究會報六一）三十一頁参照。

2 拙稿「原本玉篇の若干の佚文について」（東洋學研究十二号）参照。

3 拙稿「日本に残存せる緯書佚文について」（日本中國學會報十二）参照。

4 拙稿「天地瑞祥志について」（漢魏文化七号）参照。

5 拙稿「天文要錄について」（中國文學論叢二号）参照。

6 拙著「緯書の基礎的研究・資料篇」第一章、緯書資料における問題の所在、三、日本における緯書資料、の項参照。

7 内野熊一郎博士「弘決典抄の經書学的研究」（日本學士院紀要第八卷第一号）参照。

8 拙稿「五行大義鈔本・版本の流傳とその資料的価値」（日本中國學會報十）第二節に具体的例を示したので参照されたい。

9 川口久雄博士「平安朝日本漢文學史の研究」下、第十七章、第三節、具平親王の文学と弘決外典抄

10 拙稿「日本に残存せる緯書佚文について」（日本中國學會報十二）同「天地瑞祥志について」（漢魏文化七号）同「天文要錄について」（桜美林大學中國文學論叢二号）参照。

11 拙稿「吉田文庫本五行大義について」（天理圖書館・ビブリヤ七号）参照。

拙稿「陽明文庫本五行大義の性格について」（中國文化研究會報二十一）参照。

12 11の註、及び拙稿「五行大義鈔本、版本の流傳とその資料的
価値」第七節などで詳細に論じた。

13 拙稿「医家奇賞中の五行大義について」(漢魏文化八号)参照

14 拙稿「神宮文庫本五行大義に引存する東宮切韻佚文について」(東洋学研究十一)

拙稿「元弘相伝本五行大義表記・背記に引存する佚文について」(中国文化研究会報六一一) 参照。

15 拙稿「五行大義鈔本、版本の流傳とその資料的価値」第五節

に詳しく述べた。

16 註2、註14に挙げた拙稿で紹介した。

17 拙著「五行大義」(明徳出版、中国古典新書、執筆中)

18 森本角藏著「日本年号大観」参照。

19 拙著「緯書の基礎的研究、資料篇」第一章、三、日本における緯書資料、で緯書の勘文に就いて述べた。参照されたい。

20 註11の拙稿参照。

21 拙稿「五行大義鈔本、版本の流傳とその資料的価値」第六節

参考。

22 吉田神道と五行大義、または五行説に就いては、稿を改めて論じたい。

23 拙稿「日本の仏典に引用された五行大義について」(密教文化前掲論文参照。

24 仏教と五行思想については、道教とともに改めて論ずる。
25 拙稿「五行大義所引易・尚書考」(内野台嶺先生追悼論文集)
48、49、50、加地哲定教授頌寿記念特集、高野山大学) 参照。

「五行大義引礼考」(中国文化研究会報四一一)「蕭吉の経学」

我が国に於ける「五行大義」の受容について(中 村)

(中国文化研究会報五一一)「王弼注繫辭伝の存在について」
(漢魏文化二号)などで論じた。

27 中国においては何故に五行大義が、夙に佚したか、という問題については、天地瑞祥志、天文要録、玉燭宝典などと共に後の機会に論ずるが、宋以後、五行説が衰えたこと、(目録中の五行書の減少など)また、多数の五行書中における五行大義の占める位置、などが考えられる。

〔附記〕

本論では、紙数の関係もあって、註に挙げた拙稿で既に論じた問題は殆んど触れなかった。しかし、そこで論じなかつた問題については、煩を厭わず資料をも含めて紹介した。それ故、前掲の拙稿と併せて読んで頂ければ幸甚である。併し、それにもかかわらず問題が広範囲に亘るため、資料の紹介のみに止めた箇所も多々あり、今後に多くの問題を残した。これらに就いては、後の機会に詳細に論じたい。